

令和六年厚生労働省令第九十四条

厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十二条第一項、第十四条第一項第二号、第十六条第一項及び第二項並びに第二十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方)

(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五に規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

(法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由)

(法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一 妊娠したこと。

二 出産したこと。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める予告の方法)

(法第十六条第一項の規定による予告は、次のいずれかの方法により行わなければならぬ。)

- 一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

前項第二号の方法により行われた予告は、特許受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係る通信末端機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したもののみなす。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める場合)

二 定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係る通信末端機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したもののみなす。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める場合)

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

前項第二号の方法により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したもののみなす。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める場合)

該基本契約に基づく業務委託をしていない場合

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める開示の方法)

第五条 法第十六条第二項の規定による開示は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

三 電子メール等の送信の方法

第五条 法第十六条第二項の規定による開示は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

三 電子メール等の送信の方法

別記様式（裏面）



別記様式（裏面）

1 (施行期日)
この省令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

附 則 拝

第八条 法第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを受け、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

第七条 法第二十条第三項において準用する法第十二条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(権限の委任)

別記様式（裏面）

特定受託事業者の取引の適正化に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十二条第一項及び第二項並びに第二十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方)

(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五に規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

(法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由)

(法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一 妊娠したこと。

二 出産したこと。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める予告の方法)

(法第十六条第一項の規定による予告は、次のいずれかの方法により行わなければならぬ。)

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

三 電子メール等の送信の方法

第五条 法第十六条第二項の規定による開示は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

三 電子メール等の送信の方法